

### ③療養病床に入院する方の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、10月からは食費と居住費を負担することになります。

※ただし、人口呼吸器、中心静脈栄養などを必要とする患者や、脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病などの患者については、これまでどおり食材料費相当（24,000円）のみの負担となります。

| 平成18年9月30日まで |         | ⇒             | 平成18年10月1日から    |         |
|--------------|---------|---------------|-----------------|---------|
| 食材料費相当を負担    | 24,000円 |               | 食材料及び調理コスト相当を負担 | 42,000円 |
|              |         | 居住費の光熱水費相当を負担 | 10,000円         |         |

※所得の低い方は負担が軽減されます。

| 所得区分      | 食費および居住費の負担額 |
|-----------|--------------|
| 低所得者Ⅱ     | 30,000円      |
| 低所得者Ⅰ     | 22,000円      |
| 老齢福祉年金受給者 | 10,000円      |

### 入院したときの食事代について

入院したときの食事代は、医療費とは別に1食あたりの標準負担額を自己負担します。

| 所得区分    | 1食あたりの負担額                  |      |
|---------|----------------------------|------|
| 一定以上所得者 | 260円                       |      |
| 一般      | 260円                       |      |
| 低所得者Ⅱ※  | 90日までの入院                   | 210円 |
|         | 90日を超える入院<br>(過去12カ月の入院日数) | 160円 |
| 低所得者Ⅰ※  | 100円                       |      |

※所得区分が低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。低所得Ⅱの「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合も再度申請が必要です。申請については保険年金課までお問い合わせください。

**所得区分が上がる方の中には申請により経過措置を受けられる場合があります** (平成18年8月から2年間)

#### ★公的年金等控除の見直しと老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直しおよび老年者控除の廃止により、新たに「一定以上所得者」の区分になった方については、医療費が高額になったときの自己負担限度額が、「一定以上所得者」ではなく「一般」の区分に据え置かれます。

#### ★住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

低所得世帯の自己負担限度額は、世帯員全員が非課税の場合に適用されますが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部(例えば夫)が課税者となるが、一部(例えば妻)は非課税者の場合、非課税者(例えば妻)については、「一般」でなく、「低所得Ⅱ」の自己負担限度額が適用されます。ただし、この非課税者が老齢福祉年金受給者の場合は「低所得Ⅰ」となります。